

宗教上の理由に基づいて輸血などを拒否する患者さんへの当院の対応方針

当院では、患者さんが宗教上の理由に基づいて輸血などを拒否する場合には、できる限り輸血を避ける方針で治療に臨みますが、患者さんの生命の危機が生じた場合には、救命のための輸血を行う「相対的無輸血」の方針を採用しています。従って、患者さんがどのような場合でも、たとえ命を落とすことになっても輸血を行わないという「絶対的無輸血」を希望されても、当院ではその希望に従った治療行為を行うことはできませんし、「絶対的無輸血」に関する「免責証明書」を持参されても署名することはありません。その場合は転院をお願いすることがありますので、ご理解頂きますよう宜しくお願いします。

なお、「相対的無輸血」での治療を希望される場合には、担当医にご相談ください。患者さんとともに最善の治療方針を検討していきたいと考えております。

相対的無輸血：患者の意思を尊重して可能な限り無輸血治療に努力するが、「輸血以外に救命手段がない」事態に至った時には輸血をするという立場・考え方。

絶対的無輸血：患者の意思を尊重し、たとえいかなる事態になっても輸血しないという立場・考え方。